

災害対策本部「土砂災害対策チーム」の設置について

浜松市危機管理監危機管理課

1 経緯

- ・令和5年6月2日豪雨では、土砂災害や河川の内水氾濫により、床上、床下浸水、宅地内への土砂流入などの被害が多数発生した。
- ・土砂災害や河川氾濫による土砂や堆積物除去への対応は、道路、河川、林業、環境、住宅など、それぞれの部署が個別に対応をしていることから、何の対応もされず放置される案件が散見された。
- ・土砂災害や河川氾濫などにより住宅や宅地へ流入した土砂や堆積物の除去などについて、総合的に対応をする体制の構築が求められている。

2 土砂災害対策チームの設置

(1) 組織の位置付け

災害対策本部事務局の中に「土砂災害対策チーム」を設置

(2) メンバー

関係する各部の代表者（各1人）により組織

危機管理課、環境部、農林水産担当、都市整備部、土木部

(3) 所管業務

複数部署にまたがる複雑な事案が発生した場合に、各部、各区、市民等から寄せられた土砂災害（土砂崩れ、地滑り、床上・床下浸水、流木の堆積など）の事案報告について、状況の把握・整理・対応策などについて交通整理を行い、担当部署に引き継ぐ。

(4) 災害時の執務場所

本庁4階危機管理センター